

第一百七十一回

参議院外交防衛委員会会議録第十二号

平成二十一年五月二十一日(木曜日)

午後零時十分開会

委員の異動

五月十三日

辞任

喜納 昌吉君

牧野たかお君

五月十四日

辞任

浅野 勝人君

鴻池 祥肇君

補欠選任

石井 一君

小池 正勝君

委員

理事

出席者は左のとおり。

樺葉賀津也君

浅尾 慶一郎君

一川 保夫君

白 仁君

木村 真勲君

小池 正勝君

石井 一君

犬塚 直史君

風間 直樹君

谷岡 郁子君

広中和歌子君

藤田 幸久君

岸 信夫君

佐藤 正久君

橋本 聖子君

山本 一太君

浜田 昌良君

井上 哲士君

山内 德信君

國務大臣

副大臣

防衛大臣

浜田 靖一君

大臣政務官

防衛大臣政務官

北村 誠吾君

事務局側

岸 信夫君

堀田 光明君

常任委員会専門

員

堀田 光明君

補欠選任

鴻池 祥肇君

樺葉賀津也君

本日の会議に付した案件

○理事補欠選任の件
○防衛省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(樺葉賀津也君) ただいま議題となりました。

○委員会を開会いたします。

○委員の異動について御報告いたします。

昨日までに、喜納昌吉君、牧野たかお君及び浅野勝人君が委員を辞任せられ、その補欠として石井一君、小池正勝君及び鴻池祥肇君が選任されました。

○委員長(樺葉賀津也君) 理事の補欠選任についてお詫びいたします。
○委員の異動に伴い現在理事が一名欠員となつておられますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(樺葉賀津也君) 異議ないと認めます。 それでは、理事に小池正勝君を指名いたしました。

○委員長(樺葉賀津也君) 防衛省設置法等の一部を改正する法律案を議題といたします。 政府から趣旨説明を聴取いたします。 浜田防衛大臣。

○國務大臣(浜田靖一君) ただいま議題となりました。 防衛省設置法等の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明いたします。

防衛省の所掌事務をより適切に遂行する体制を整備するため、自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数の変更、防衛參事官の廃止、防衛大臣補佐官及び防衛會議の設置、防衛大学校等における研究の位置付けの明確化、陸上自衛隊の学校の生徒及び自衛官候補生の身分の新設、自衛官の勤務延長及び再任用に係る期間の伸長、第十五旅団の新編等の措置を講ずる必要があります。

以上が、この法律案の提案理由であります。

次に、この法律案の内容について、その概要を御説明いたします。

まず、防衛省設置法の一部改正について御説明いたします。

第一に、自衛隊の部隊等の改編等に伴い、自衛官の定数を九百一人削減するものであります。これにより、自衛官の定数は二十四万七千七百四十六人となります。

第二に、防衛大臣の補佐体制を強化するため、防衛大臣補佐官を新設し、政治任用者、文官及び自衛官の三者が一体となって防衛大臣による政策決定を補佐する防衛會議を新設するとともに防衛參事官を廃止するものであります。

第三に、防衛大学校及び防衛医科大学校において自衛隊の任務遂行に必要な理学及び工学並びに社会科学並びに医学に関する高度の理論及び応用に係る研究を行うことを明確化するものであります。

次に、自衛隊法の一部改正について御説明いたします。 第一に、陸上自衛隊の学校において陸曹長以下三等陸曹以上の自衛官となるべき者として教育訓練を受ける職員として、生徒の身分を新設し、当該生徒を防衛省の職員の定員外とするとともに、三等陸士、三等海士及び三等空士の階級を廃止するものであります。

第二に、任期制自衛官となるべき者として教育訓練を受ける職員として、自衛官候補生の身分を新設し、その任用期間等を定めるとともに、防衛省の職員の定員外とするものであります。

第三に、定年に達したことにより退職することとなる自衛官について、本人の同意を得た上で、当該自衛官が定年に達した後も通算三年まで引き続き自衛官として勤務させることを可能とするものであります。

第四に、自衛官への定年退職者等の再任用について、現行において一年以内の任期とされているところ、六十歳前に限り三年以内の任期を可能とするものであります。

第五に、陸上自衛隊の部隊の改編に伴い、即応予備自衛官の員数を四十二人増加するものであります。これにより、即応予備自衛官の員数は八千四百六十七人となります。

第六に、南北地域における防衛体制を強化するため、陸上自衛隊の第十五旅団を新編するものであります。

次に、防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正について御説明いたします。

第一に、防衛大臣補佐官の新設に伴い、防衛大臣補佐官に対する給与等について規定を整備するものであります。

第二に、陸上自衛隊の学校の生徒の身分の新設に伴い、生徒手当の新設等を行うものであります。

第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定(「学生」という。)の下に「生徒(自衛隊法第二十五条)第五項の教育訓練を受けている者をいう。以下同じ。」を加える部分に限る。」同法第十二条第一項の改正規定(前号ハに掲げる改正規定を除く。)同法第十八条の二第一項の改正規定(及び学生)を「学生及び生徒」に改める部分に限る。」同法第二十

ハ 第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第一項の改正規定(「防衛参事官」を削る部分及び「職員で」の下に「防衛大臣補佐官」を加える部分に限る。)、同条に一項を加える改正規定、同法第五条の改正規定、同法第十二条第一項の改正規定(「職員」の下に「常勤の防衛大臣補佐官」を加える部分に限る。)、同法第十四条(見出しを含む。)の改正規定 同法第十八条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付する改正規定、同条第一項の改正規定(「職員」の下に「常勤の防衛大臣補佐官」を加える部分に限る。)、同条の次に一条を加える部分に限る。)、同法第十八条の三第二項の改正規定、同法第二十七条第二項の改正規定並びに同法第二十七条の二第三号、第二十七条の十四第一項及び第二十八条の二第一項の改正規定

二 附則第三条、第十条及び第十二条の規定
二 次に掲げる規定 平成二十二年四月一日

イ 第三条中自衛隊法第三十三条の改正規定(「その他」を「生徒その他」に改める部分に限る。)、同法第四十八条(見出しを含む。)、第五十条及び第五十五条の二の改正規定並びに同法第五十八条第二項の改正規定(「及び学生」を「学生及び生徒」に改める部分に限る。)

二条第一項の改正規定(「並びに学生を
「学生並びに生徒」に改める部分に限
る。)、同法第二十五条の次に一条を加える
改正規定、同法第二十八条の二第四項及び
第五項の改正規定並びに同法第二十九条の
改正規定

八 附則第八条の規定(国家公務員の育児休
業等に関する法律(平成三年法律第九号)
第二十七条第一項の表第八条第一項の項の
改正規定中「又は第二十五条第三項」を
「第二十五条第三項又は第二十五条の二
第三項」に改める部分及び同表第十二条第
一項の項の改正規定中「受けている者」の下
に「自衛隊法第二十五条第五項の教育訓
練を受けている者」を加える部分に限る。)
及び附則第九条の規定(国と民間企業との
間の人事交流に関する法律(平成十一年法
律第二百二十四号)第二十四条第一項の改
正規定中「自衛官」の下に「自衛官候補生」
を加える部分を除く。)

三 次に掲げる規定 平成二十二年七月一日
イ 第三条中自衛隊法第二十九条第一項の改
正規定、同法第三十三条の改正規定(前号
イに掲げる改正規定を除く。)、同法第三十
六条(見出しを含む。)の改正規定(同条第一
項の改正規定を除く。)、同法第五十八条第
二項の改正規定(前号イに掲げる改正規定
を除く。)及び同法九十七条の改正規定
口 第五条中防衛省の職員の給与等に関する
法律第一条の改正規定、同法第四条第一項
の改正規定(第一号ハ及び前号ロに掲げる
改正規定を除く。)、同法第十八条の二第二
項の改正規定(第一号ハ及び前号ロに掲げる
改正規定を除く。)、同法第二十二条第一
項の改正規定(前号ロに掲げる改正規定を
除く。)、同法第二十四条の六の改正規定、
同条を同法第二十四条の七とし、同法第二
十四条の三から第二十四条の五までを一条

<p>第三条 第一項</p> <p>自衛官候補生に係る準備行為</p> <p>(自衛官候補生の募集の実施に必要な告示その他の準備行為は、附則第一条第三号イに掲げる規定の施行の日前においても、行うことができる。)</p> <p>(退職手当の特例に係る経過措置)</p> <p>第四条</p> <p>附則第一条第三号ロに掲げる規定の施行</p>	<p>四</p> <p>八</p> <p>附則第四条の規定、附則第八条の規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）及び附則第九条の規定（前号ハに掲げる改正規定を除く。）</p> <p>四</p> <p>第三条中「陸曹長」を「陸曹長」に改める部分を除く。）</p> <p>及び同法第三十六条第一項の改正規定並びに第五条中防衛省の職員の給与等に関する法律別表第二の改正規定並びに附則第五条から第七条までの規定 平成二十二年十月一日 （陸上自衛隊の学校に係る経過措置）</p> <p>第二条 第三条の規定による改正後の自衛隊法第二十五条第五項の学校は、当分の間、この法律の施行の日前に三等陸士として採用され、かつ、この法律の施行の際現に隊員の職務を遂行するに必要な知識及び技能を修得させるための教育訓練を受けている一等陸士、二等陸士又は三等陸士に対し、当該教育訓練を行うことができる。</p> <p>第四条</p> <p>任命権者 職員（自衛隊法第一項の規定について）</p>
--	--

第三条第一項	
任命権者	職員（自衛官候補生、免について権限を有する者（以下「任命権者」という。）
	自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十一条第一項の規定により同法第二条第五項に規定する隊員の任命について権限を有する者（以下「任命権者」という。）

第二十七条第一項の表第八条第一項の項中「又は第二十五条第三項」を「第二十五条第三項又は第二十五条の二第三項」に改め、同表第十二条第一項の項中「自衛官」の下に「自衛官候補生」を、「受けている者」の下に「自衛隊法第二十五条第五項の教育訓練を受けている者」を加え、同表前条第一項の項中「各省各庁の長」の下に「は、職員()」を、「受けた者」の下に「は、職員(自衛官候補生)」を加える。

(国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部改正)

第九条 国と民間企業との間の人事交流に関する法律の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「学生」という。」の下に「自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)第二十五条第五項の教育訓練を受けている者(以下「生徒」という。)」を、「自衛官」の下に「自衛官候補生」を加え、「及び学生」を「学生及び生徒」に改め、「(昭和二十九年法律第百六十五号)」を削る。

(裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の一
部改正)

第十条 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律(平成十六年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項第三号二中「及び防衛省職員給与法」を「防衛省職員給与法」に改め、「限る。」の下に「を受ける職員及び防衛省職員給与法第四条第五項の規定の適用」を加える。

(国家公務員の留学費用の償還に関する法律の一部改正)

第十一條 国家公務員の留学費用の償還に関する法律(平成十八年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一條の表第四条第二号の項中「第四十五条第三項」の下に「又は第四項」を加える。

平成二十一年五月二十六日印刷

平成二十一年五月二十七日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

A